

「在留期間」等の確認についてのお願い

平素は興能信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では日本に居住する外国籍のお客様と円滑なお取引をさせていただくため、新規口座開設時に在留カード、特別永住者証明書等をご提示いただき、国籍、在留資格、在留期間等の確認を実施させていただいております。

また、すでにお取引いただいているお客様につきましても、在留期間を更新された場合やご住所などに変更があった場合には、下記の書類をご持参のうえ当金庫の店舗へお届けいただくようお願いいたします。

口座開設目的と異なる取引が判明した場合や、在留期間（満了日）を超過してもお届けがない場合には、預金規定に基づき、お取引の全部または一部を制限させていただきます。

在留期間を更新されない場合、または口座を使用しなくなった場合には、口座解約の手続きをお願いいたします。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. お取引の制限が始まる日時

対象	お取引の制限開始日
当金庫へお届けいただいている在留期間を経過したお客様	在留期間満了日の翌日

2. 制限されるお取引

対象	窓口でのお取引
お引き出し、お振り込み、お振り替え等、 他金融機関からの入出金取引等 ※ＡＴＭでのお取引を含む	在留期間更新のお手続き中の場合は、下記３ をご持参し、窓口にご提示願います。

在留期間更新後の在留カードでご本人確認のお手続きが完了後にお取引が可能となります。
(在留カード、キャッシュカードまたは通帳をご持参願います。)

3. ご持参いただくもの

書類等	内容
キャッシュカードまたは通帳	ご利用中のもの
在留期間更新が確認できる資料	１．更新中であることがわかる在留カード等 ２．「在留期間更新の申請書控え」や「出入国 在留管理局からの更新手続き受付完了の 返信メール」など